

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成21年度)

自治体 種類	合 計	典 型 7 公 害								典型7公害 以外の苦情
		小 計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
愛 媛 県	173	96	32	53		1			10	77
松 山 市	345	332	136	55	1	80	3		57	13
今 治 市	66	63	3	13		14			33	3
宇 和 島 市	57	52	23	10		13			6	5
八 幡 浜 市	18	8	1	2		4			1	10
新 居 浜 市	97	96	62	10		13	1		10	1
西 条 市	78	15		5		8			2	63
大 洲 市	10	8		2		1			5	2
伊 予 市	19	8	2	1					5	11
四国中央市	114	114	74	15		16	1		8	
西 予 市										
東 温 市	15	9	4			2			3	6
市 計	819	705	305	113	1	151	5	0	130	114
上 島 町										
久万高原町										
松 前 町	63	49	30	7	1	6			5	14
砥 部 町	41	16	10	4					2	25
内 子 町										
伊 方 町										
鬼 北 町	4	4							4	
松 野 町										
愛 南 町										
町 計	108	69	40	11	1	6	0	0	11	39
合 計	1,100	870	377	177	2	158	5	0	151	230

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源 \ 年度	19	20	21
合 計	1,123	1,058	1,100
農 業	53	16	19
林 業	3	3	5
漁 業	5	2	4
鉱 業	3	4	1
建設業	174	141	147
製造業	133	116	119
電気・ガス・熱供給業・水道業	4	6	6
情報通信業	-	2	1
運輸業	12	19	20
卸売・小売業	27	24	26
金融・保険業	-	-	1
不動産業	7	6	3
飲食店・宿泊業	38	24	29
医療、福祉	2	5	9
教育、学習支援業	7	2	2
複合サービス事業	7	2	8
サービス業(他に分類されないもの)	72	69	30
公務(他に分類されないもの)	1	1	1
分類不能の産業	20	26	29
会社・事業所以外	555	590	640
個人	329	386	436
その他	39	46	49
不明	187	158	155

発生源 \ 年度	19	20	21
合 計	1,123	1,058	1,100
焼 却 施 設	36	18	32
産 業 用 機 械 作 動	73	59	56
産 業 排 水	58	70	61
流 出 ・ 漏 洩	54	48	57
工 事 ・ 建 設 作 業	88	86	70
飲 食 店 営 業	25	15	14
カ ラ オ ケ	6	6	9
移動発生源(自動車運行)	16	5	7
移動発生源(鉄道運行)	-	1	-
移動発生源(航空機運航)	-	-	-
廃 棄 物 投 棄	67	73	103
家 庭 生 活(機器)	5	10	12
家 庭 生 活(ペット)	5	3	10
家 庭 生 活(その他)	29	39	35
焼 却(野焼き)	416	352	351
自 然 系	41	41	83
そ の 他	122	128	129
不 明	82	104	71

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			